

# 新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会運営規程

平成 20 年 7 月 30 日審議会決定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会規則（平成20年新潟県規則第17号）第 5 条の規定に基づき、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集)

**第 2 条** 会長は、次に掲げる場合に審議会を招集するものとする。

- (1) 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）の規定により審議会の権限に属させられた事項その他にぎわいのあるまちづくりの推進に関する重要事項の調査審議に関し、知事から諮問を受けた場合
  - (2) 条例第25条第 2 項の規定により知事に意見を述べようとする場合
  - (3) 委員の 3 分の 1 以上から会議に付すべき事項を記載した書面により開会の請求があった場合
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた場合
- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、会議に付すべき事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を記載した書面により、開会の日の 3 日前までに、委員に通知しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(答申等)

**第 3 条** 会長は、条例の規定により審議会の権限に属させられた事項その他にぎわいのあるまちづくりの推進に関する重要事項の調査審議が終了したときは、議決を経て、書面により、その結果を知事に答申するものとする。

- 2 会長は、条例第25条第 2 項の規定により知事に意見を述べようとする場合においてその審議を終了したときは、議決を経て、書面により、その意見を知事に述べるものとする。
- 3 会長は、前 2 項の規定により答申し、又は意見を述べる場合には、その答申又は意見を記載した書面に、少数意見その他必要と認める事項を付記するものとする。

(小委員会)

**第 4 条** 審議会は、必要に応じて、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 小委員会は、審議会から付託された事項について調査審議を行い、その結果を審議会に報告する。
- 5 小委員会は、2 名以上の委員及び会長の指名する者で組織する。
- 6 この規程に定めるほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

(会議の公開)

**第5条** 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 条例第7条第12項、条例第14条第2項及び条例第15条第2項の規定により知事に意見を述べるために調査審議を行う場合（当該審議会の会議を公開することを審議会において議決した場合を除く。）
- (2) 条例第25条第2項の規定により知事に意見を述べるために審議を行う場合（新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項に関し審議を行う場合に限る。）

(会議録)

**第6条** 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会議に出席した委員の氏名
  - (3) 会議に付した事項
  - (4) 審議の概要（新潟県情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当するものを除く。）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項
- 2 会議録は、当該審議会の会議に出席した委員の同意を得た上で、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の会長が必要と認める方法により公開するものとする。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成20年7月30日から施行する。